3　住宅宿泊管理業者は、法第三十八条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。

（標識の様式）

第二十条　法第三十九条の国土交通省令で定める様式は、第十号様式によるものとする。

（住宅宿泊事業者への定期報告）

第二十一条　住宅宿泊管理業者は、法第四十条の規定により住宅宿泊事業者への報告を行うときは、住宅宿泊管理業務を委託した住宅宿泊事業者の事業年度終了後及び管理受託契約の期間の満了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係る住宅宿泊管理業務の状況について次に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を記載した住宅宿泊管理業務報告書を作成し、これを住宅宿泊事業者に交付して説明しなければならない。

一　報告の対象となる期間

二　住宅宿泊管理業務の実施状況

三　住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の維持保全の状況

四　住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の周辺地域の住民からの苦情の発生状況

2　前項の住宅宿泊管理業務報告書の交付については、当該住宅宿泊管理業務報告書が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、住宅宿泊事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一　電子情報処理組織（住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機と住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に記載事項を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の閲覧に供し、当該住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

（公告の方法）

第二十二条　法第四十四条の規定による監督処分等の公告は、官報によるものとする。

（身分証明書の様式）

第二十三条　法第四十五条第三項において準用する法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第十一号様式によるものとする。

（権限の委任）

第二十四条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、住宅宿泊管理業者又は法第二十二条第一項の登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第七号から第十一号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第二十三条第一項の規定により登録申請書を受理すること。

二　法第二十四条第一項の規定により登録し、及び同条第二項の規定により通知すること。

三　法第二十五条の規定により登録を拒否し、及び同条第二項の規定により通知すること。

四　法第二十六条第一項の規定による届出を受理し、同条第二項の規定により登録し、及び同条第三項の規定により通知すること。

五　法第二十七条の規定により一般の閲覧に供すること。

六　法第二十八条第一項の規定による届出を受理すること。

七　法第四十一条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、及び同項の規定により通知すること。

八　法第四十二条第一項の規定により登録を取り消し、同条第二項の規定による要請（登録の取消しに係るものに限る。）を受け、同条第三項の規定による通知（登録の取消しに係るものに限る。）をし、及び同条第四項の規定により登録を取り消すこと。

九　法第四十二条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じ、同条第二項の規定による要請（登録の取消しに係るものを除く。）を受け、及び同条第三項の規定による通知（登録の取消しに係るものを除く。）をすること。

十　法第四十三条第一項の規定により登録を抹消し、及び同条第二項の規定により通知すること。

十一　法第四十四条の規定により公告すること。

十二　法第四十五条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

2　前項第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる権限で住宅宿泊管理業者の従たる営業所又は事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

第三章　住宅宿泊仲介業

（登録の更新の申請期限）

第二十五条　法第四十六条第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間に法第四十七条第一項の申請書（以下この章において「登録申請書」という。）を観光庁長官に提出しなければならない。

（手数料）

第二十六条　法第四十六条第五項の手数料は、登録申請書に収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第四十六条第二項の登録の更新の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもってすることができる。

（登録申請書の様式）

第二十七条　登録申請書は、第十二号様式によるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第二十八条　法第四十七条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ハ及び第二号イの書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　法第四十六条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

ロ　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ハ　役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ニ　役員が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ホ　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ヘ　住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証する書類

ト　第十三号様式による法第四十九条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面